



茨城県報

第 1052 号

平成11年 4 月19日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●使用料の徴収事務の委託 (2 件) (職員課)	1
●字の区域の変更 (地方課)	2
●公金の収納及び支出の事務の委託 (農業経済課)	5
●公有水面埋立ての竣工の認可 (港湾課)	6
●事業計画の変更の認可 (下水道課)	7
公 告	
●基本測量の終了 (用地課)	8
●開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課)	9
●道路の位置の指定 (建築指導課)	10

告 示

茨城県告示第401号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県職員駐車場に係る料金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により公表する。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 茨城県庁生活協同組合
- 2 受託に係る料金 茨城県職員駐車場管理運営要項に基づく料金
- 3 委 託 の 期 間 平成11年 4 月 1 日から平成12年 3 月31日まで

茨城県告示第402号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県出先機関職員宿泊所「やかた荘」(下館市二木成615) に係る料金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により公表する。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 茨城県庁生活協同組合
- 2 受託に係る料金 茨城県出先機関職員宿泊所管理運営要項に基づく料金

3 委 託 の 期 間 平成11年 4月 1 日から平成12年 3月31日まで

茨城県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により真壁町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成11年 4月19日

茨城県知事 橋 本 昌

大字上谷貝字堂下に変更する区域

大字上谷貝字館下 10の 3 , 12の 1 の一部, 13から15までの各一部, 16の 1 の一部, 16の 2 の一部, 17の 1 の一部, 17の 2 , 18の 1 の一部, 18の 2 , 19の一部, 20, 21の一部, 22, 23の一部, 24, 25の一部, 26, 27

同 字戸中 69の 1 , 69の 2 , 70の 1 , 70の 2 , 71の 1 , 71の 2 , 72の 1 , 72の 2 , 73の 1 , 73の 2 , 73の 3 , 74の 1 , 74の 2 , 75の 1 , 75の 2 , 76の 1 , 76の 2 , 77, 79の 2 , 81の 2 , 81の 6 , 81の 7 , 99から110まで, 1803, 1805, 1806

同 字飽戸 375の 3

同 字飽戸東 414の 1 から414の 3 まで, 415の 2 , 415の 5 , 426の 1 , 426の 2 , 430の 1 , 430の 2 , 431の 2 , 431の 3 , 433, 434の 1 から434の 4 まで, 435の 1 , 435の 2 , 436の 1 , 436の 2 , 437の 1 , 437の 2 , 457から465まで

大字下谷貝字権現宮 1328の 1 の一部, 1329の 1 の一部, 1331の 1 の一部, 1332の一部, 1342の 1 の一部, 2766の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字上谷貝字柳本に変更する区域

大字上谷貝字十一ツ 140から144までの各一部

同 字南原 161から163まで, 379, 380

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字上谷貝字石河原に変更する区域

大字上谷貝字飽戸前 231

同 字日月 232の 2 , 232の 3 , 236の 2 , 236の 3 , 237の 2 , 242の 2 , 246の 2

同 字十一ツ 295の 2 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部, 並びに大字上谷貝字飽戸前230, 同 字日月232の 1 , 236の 1 , 237の 1 , 242の 1 , 243, 244に隣接する道路である国有地の一部

大字上谷貝字熊の宮に変更する区域

大字上谷貝字中谷田 363の 2 の一部, 490の 2 の一部, 509の一部, 512の 2 の一部, 697の一部, 699の一部

同 字一町田西 515の 1 の一部, 516の 3 の一部, 534の 1 , 535の 1 , 535の 3 , 536の 1 , 536の 3

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部, 並びに大字上谷貝字一町田西532に隣接する道路である国有地の全部

大字上谷貝字天神に変更する区域

大字上谷貝字北の内 500の 1 , 501の 1

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、並びに大字上谷貝字北の内487の1、487の4、488、489、490の1、491の1、492の1、493の1、498の1、499の1に隣接する道路である国有地の一部

大字上谷貝字中谷田に変更する区域

大字上谷貝字一町田西 510の1、510の3、511の1の一部、512の1の一部、513の1の一部、514の1の一部、515の1の一部、516の3の一部

同 字熊の宮 661の1の一部、669の1の一部、670の一部、671の1の一部、672の1の一部、673の1の一部、674の一部、675の一部、676の1の一部、677の1の一部

同 字西田 706の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字上谷貝字一町田に変更する区域

大字上谷貝字小山下 577の1、578の1、579の1、581、582の1、582の2、583、608、609の2、611の2、614の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、並びに大字上谷貝字小山下601の1、602の1、603の1、605の1、606の2、609の1、611の1、611の3、616の3に隣接する道路である国有地の一部

大字上谷貝字宮下に変更する区域

大字上谷貝字滝下 769の一部、770

大字上谷貝字山合に変更する区域

大字上谷貝字滝下 772の一部

同 字塔中越 774の一部、786の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字上谷貝字町田に変更する区域

大字上谷貝字宮下 1414の1の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部、並びに大字上谷貝字滝下769、770、同 字小山下611の3、614の1、616の1、616の2、同 字宮下617の1、1413の3、1414の1、1415の5に隣接する道路である国有地の一部

大字上谷貝字塔中越に変更する区域

大字上谷貝字滝下 771の2、772に隣接する道路である国有地の一部

大字下谷貝字根本に変更する区域

大字下谷貝字明神下 526の一部、527の1の一部

及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

大字下谷貝字明神下に変更する区域

大字下谷貝字根本 656の1の一部、657から659までの各一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字下谷貝字椴橋に変更する区域

大字下谷貝字前田島 775の1の一部、780の2の一部、787の2の一部

同 字小橋 1272、1274の3、1318の1、1320の1

大字上谷貝字柳本 131の1の一部、132から139までの各一部、391の1の一部

同 字十ーツ 140から144までの各一部、145、165、166の一部、167の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字下谷貝字富士山下に変更する区域

大字下谷貝字跨	803の 1, 803の 2
同 字前田島	808の 2, 809の 2, 810の 4
同 字神明	876の 1, 877から879まで, 880の 1, 881の 1, 882の 1, 882の 2, 883, 884の 1, 884の 2, 885
同 字酒造	914から918まで, 920, 921の 1, 922, 923の 1, 925の 1, 932, 933, 935, 938から942まで
同 字鏡田	926の 1, 926の 3
同 字塚田	927の 1 から927の 3 まで, 928から930まで, 931の 1, 931の 2, 934, 936, 937, 1121から1124まで
同 字中根	1103の 2, 1104の 2, 1105の 2

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部, 並びに大字下谷貝字神明886, 同 字中根1105の 1, 1106に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字下谷貝字前田島に変更する区域

大字下谷貝字根本	738, 739, 741
同 字跨	804

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部, 並びに大字下谷貝字根本683の 1, 689の 1, 692, 693の 2, 701の 5, 701の 6, 705の 2 に隣接する道路である国有地の一部

大字下谷貝字稻荷下に変更する区域

大字下谷貝字神明	876の 4, 1205の 1, 1205の 3, 1206の 1, 1206の 2, 1207の 1, 1207の 2, 1208の 1, 1209の 1, 1209の 2, 1211の 1, 1213の 1, 1213の 2, 1214の 1, 1214の 5
同 字酒造	921の 3, 923の 2, 925の 2
同 字鏡田	926の 4, 1150の 1 から1150の 4 まで, 1151, 1196
同 字荷鞍骨	1175の 4

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字下谷貝字蟬内に変更する区域

大字下谷貝字瀬上	1011の 3 の一部, 1012から1014まで
----------	---------------------------

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字下谷貝字小橋に変更する区域

大字下谷貝字地藏堂	1292の 1
同 字権現宮	1328の 1 の一部, 1329の 1 の一部, 1331の 1 の一部, 1332の一部, 1333, 1335, 1337の 1, 1340, 1341, 1342の 1 の一部, 1343の 1, 1348, 1349の 2, 1349の 3, 1350の 1, 1351の 2, 2766の一部
同 字通崎	1358の 1, 1358の 2, 1359の 1, 1359の 2, 1360の 2, 1360の 6, 1362, 1363, 1365から1370まで, 1372の 1, 1372の 2, 1373, 1374, 1375の 1, 1375の 2, 1377の 2
同 字池下	1378, 1379の 2, 1380の 3, 1381の 3, 1382, 1383の 3, 1384の 1, 1384の 3, 1385の 2 から1385の 4 まで, 1386の 1, 1386の 2, 1387の 2, 1387の 3, 1388の 1, 1388の 2, 1388の 4, 1389の 2, 1390の 1, 1391, 1394, 1395の 1, 1395の 2, 1396の 2 から1396の 4 まで, 1399, 1400, 1401の 1, 1402の 1, 1402の 4
同 字館合	1408から1411まで, 1412の 1, 1412の 2, 1432の 1, 1432の 2, 1433の 1, 1433の 2, 1434
大字上谷貝字館下	11, 12の 1 の一部, 12の 2, 12の 4, 13から15までの各一部, 16の 1 の一部, 16の 2 の一部,

16の4, 16の5, 17の1の一部, 18の1の一部, 19の一部, 21の一部, 23の一部, 25の一部
 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部, 並びに大字下谷貝字地藏堂1301の2, 1303の2,
 1303の4, 1304, 1305の1, 1305の2, 1305の4, 大字上谷貝字館下10の1に隣接する道路, 水路である国有地の一
 部

茨城県告示第404号

農業改良資金の貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第
 158条第1項及び第165条の3第1項の規定により, 別表に掲げる者に委託した。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

委託期間 平成11年 4 月 1 日から平成12年 3 月31日まで

受 託 者 名 簿	所 在 地
茨 城 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	水戸市梅香 1 - 1 - 4
水 戸 農 業 協 同 組 合	水戸市赤塚 2 - 27
常 陸 小 川 農 業 協 同 組 合	東茨城郡小川町小川1484 - 2
美 野 里 町 農 業 協 同 組 合	東茨城郡美野里町竹原2120 - 5
茨 城 中 央 農 業 協 同 組 合	笠間市飯合146
岩 瀬 町 農 業 協 同 組 合	西茨城郡岩瀬町岩瀬1911 - 1
ひ た ち な か 農 業 協 同 組 合	ひたちなか市大平 1 - 20 - 1
那 珂 農 業 協 同 組 合	那珂郡那珂町菅谷4456 - 5
茨 城 み ど り 農 業 協 同 組 合	那珂郡大宮町3091 - 6
山 方 町 農 業 協 同 組 合	那珂郡山方町山方951 - 1
美 和 村 農 業 協 同 組 合	那珂郡美和村高部402 - 2
常 陸 太 田 市 農 業 協 同 組 合	常陸太田市山下町3889
金 砂 郷 町 農 業 協 同 組 合	久慈郡金砂郷町大方1701
水 府 村 農 業 協 同 組 合	久慈郡水府村松平49 - 5
里 美 村 農 業 協 同 組 合	久慈郡里美村大中1493 - 2
茨 城 ひ た ち 農 業 協 同 組 合	高萩市本町 1 - 100 - 2
日 立 市 多 賀 農 業 協 同 組 合	日立市多賀町 1 - 12 - 10
茨 城 旭 村 農 業 協 同 組 合	鹿島郡旭村大字造谷1071
か し ま な だ 農 業 協 同 組 合	鹿島郡鉾田町安房1409 - 1
し お さ い 農 業 協 同 組 合	鹿島郡神栖町深芝字折戸山2752 - 5
な め が た 農 業 協 同 組 合	行方郡麻生町麻生3346 - 25
竜 ヶ 崎 市 農 業 協 同 組 合	竜ヶ崎市8200
稲 敷 農 業 協 同 組 合	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3016 - 3
美 浦 村 農 業 協 同 組 合	稲敷郡美浦村木原2660
阿 見 町 農 業 協 同 組 合	稲敷郡阿見町中央 1 - 3 - 1
牛 久 市 農 業 協 同 組 合	牛久市柏田町1527
茎 崎 農 業 協 同 組 合	稲敷郡茎崎町小茎287

受 託 者 名 簿	所 在 地
土 浦 農 業 協 同 組 合	土浦市田中 1 - 1 - 4
ひ た ち 野 農 業 協 同 組 合	石岡市貝地 2 - 5 - 5
茨 城 玉 川 農 業 協 同 組 合	新治郡玉里村下玉里456
八 郷 町 農 業 協 同 組 合	新治郡八郷町柿岡3236 - 6
茨 城 千 代 田 農 業 協 同 組 合	新治郡千代田町中佐谷243 - 2
つ く ば 市 桜 農 業 協 同 組 合	つくば市東岡335
つ く ば 市 谷 田 部 農 業 協 同 組 合	つくば市谷田部2074 - 1
つ く ば 市 豊 里 農 業 協 同 組 合	つくば市上郷3621 - 1
つ く ば 市 筑 波 農 業 協 同 組 合	つくば市北条5215
つ く ば 市 中 央 農 業 協 同 組 合	つくば市吉沼1104 - 1
茨 城 み な み 農 業 協 同 組 合	筑波郡伊奈町谷井田1609
利 根 町 農 業 協 同 組 合	北相馬郡利根町大字立崎402
北 つ く ば 農 業 協 同 組 合	下館市岡芹2222
常 総 ひ か り 農 業 協 同 組 合	結城郡千代川村宗道2028
茨 城 む つ み 農 業 協 同 組 合	猿島郡境町長井戸23
岩 井 市 農 業 協 同 組 合	岩井市岩井2229
茨 城 北 酪 農 業 協 同 組 合	水戸市東赤塚2101
美 野 里 酪 農 業 協 同 組 合	東茨城郡美野里町堅倉1526 - 1
ひ の で 酪 農 業 協 同 組 合	土浦市下高津 4 - 19 - 7
利 根 酪 農 業 協 同 組 合	稲敷郡河内町金江津7502 - 3
共 栄 酪 農 業 協 同 組 合	水海道市豊岡町乙1200
き ん 酪 農 業 協 同 組 合	下妻市本城町 1 - 47
下 館 酪 農 業 協 同 組 合	下館市茂田1686 - 1

~~~~~

茨城県告示第405号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、常陸那珂港内の公有水面埋立てについては、次のとおり竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成11年 4 月19日

常陸那珂港湾管理者の長

茨城県知事 橋 本 昌

1 竣功認可年月日

平成11年 4 月13日

2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県

代表者

茨城県知事 橋 本 昌

## 3 埋立区域の位置, 区域及び面積

## (1) 位 置

茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番5及び768番8の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院照沼三角点 (北緯36度26分05秒, 東経140度35分35秒) から

|     |       |            |                 |
|-----|-------|------------|-----------------|
|     |       | 96度54分38秒  | 2,686.96メートルの地点 |
| の地点 | の地点から | 90度00分00秒  | 700.07メートルの地点   |
| の地点 | の地点から | 179度59分15秒 | 380.00メートルの地点   |
| の地点 | の地点から | 270度00分00秒 | 20.15メートルの地点    |
| の地点 | の地点から | 0度00分00秒   | 50.00メートルの地点    |
| の地点 | の地点から | 270度00分00秒 | 500.00メートルの地点   |
| の地点 | の地点から | 180度00分00秒 | 20.00メートルの地点    |
| の地点 | の地点から | 270度00分00秒 | 162.00メートルの地点   |
| の地点 | の地点から | 180度00分00秒 | 30.00メートルの地点    |
| の地点 | の地点から | 270度00分00秒 | 18.23メートルの地点    |
| の地点 | の地点から | 0度01分24秒   | 159.80メートルの地点   |
| の地点 | の地点から | 90度00分00秒  | 0.16メートルの地点     |
| の地点 | の地点から | 0度00分00秒   | 140.20メートルの地点   |
| の地点 | の地点から | 0度00分00秒   | 30.00メートルの地点    |

## (3) 面 積

236,211.93平方メートル

## 4 免許の年月日及び番号

平成5年3月29日 港指令第17号

## 5 関係図書を備え置く市町村

東海村

## 茨城県告示第406号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成11年4月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 取手地方広域下水道組合

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業及び伊奈都市計画下水道事業取手・藤代・伊奈・公共下水道

3 事業施行期間 昭和56年3月5日から

平成18年3月31日まで

4 事業地

(a) 収用の部分 昭和56年3月12日付茨城県告示第348号, 昭和60年10月21日付茨城県告示第1443号, 平成元年

2月13日付茨城県告示第165号、平成5年7月1日茨城県告示第842号及び平成7年3月20日茨城県告示第376号の事業地に(1)の区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (1) 取手市大字野々井字波中並びに大字稲字古戸の各一部の区域  
伊奈町大字山王新田字下耕地の一部の区域

- (2) 伊奈町大字谷井田字北耕地地内

- (b) 使用の部分 昭和56年3月12日付茨城県告示第348号、昭和60年10月21日付茨城県告示第1443号、平成元年2月13日付茨城県告示第165号、平成5年7月1日茨城県告示第842号及び平成7年3月20日茨城県告示第376号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (1) 取手市大字戸頭字中作、字大明神、字供平、字三斗蒔、字飯田、字長町、字西坪、字中西、字中坪、字花輪、字前畑、字新屋敷、字館ノ越並びに大字米ノ井字新屋敷、字椋作、字下夕田、字南、字入口、字下道、字志遍、字天王下、字境内及び字三王山の各全部の区域

取手市大字戸頭字宮ノ前、字白旗及び字神明並びに大字米ノ井字前原、字松山、字南田、字堂脇、字堂ノ下、字東山、字柳作、字出土及び字辻田並びに大字野々井字中峠、字赤坂、字渡戸、字向尻、字波中、字根田、字遠竹ノ代、字別当松、字五反田、字南坪、字鹿島下及び字東坪並びに大字稲字宿畑、字向原及び字古戸の各一部の区域

藤代町大字宮和田字道下及び字関の全部の区域

藤代町大座藤代字本田堤附、字内谷原、字藤代及び字箕輪並びに大字小浮気字本田、字新田及び字長張並びに大字谷中字相橋並びに大字宮和田字南、字道上及び字東正寺裏並びに大字平野字平野及び字大道附並びに大字桜が丘字押切の各一部の区域

伊奈町大字小張字平仏並びに大字福田字土井、字前畑、字入子及び字神明並びに大字新戸字上、字中及び字屋敷添の各全部の区域

伊奈町大字板橋字上街道、字宮後、字西谷津、字南谷津、字谷津、字東街道、字大庭、字花田久保、字原新田、字関場、字五反田及び字六反田並びに大字小張字東耕地及び字小張並びに大字福田字福田及び字屋敷並びに大字新戸字下及び新戸並びに大字谷井田字北耕地、字前田、字寺前及び字南耕地並びに大字山谷字山谷並びに大字中平柳字中平耕地並びに大字下平柳字上平耕地及び字東並びに大字山王新田字山王新田耕地及び字下耕地の各一部の区域

- (2) 取手市本郷二丁目及び井野台五丁目地内

藤代町大字清水字岡田及び字堀添地内

## 公 告

### ●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成11年4月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 2 作業の種類 基本測量 (空間データ基盤作成)
- 3 作業終了日 平成11年 3 月31日
- 4 作業地域 つくば市

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市笠原字八ツム地1782番 5, 同番 6 の一部, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番 1 の一部, 1783番 1 の一部, 同番 4, 1758番 2 の一部, 同番 3, 1780番 1 番一部, 同番 2
- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町大字小鶴2119番地の 1
小河原セメント工業株式会社
代表取締役 小河原 正 三

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下妻市大字江字本郷1591番 2, 1592番 2, 1592番 6, 1593番 2, 1594番 1, 1594番 2, 1594番 5
- 2 事業主の住所及び氏名  
真壁郡関城町大字関本下2242番地の 7  
有限会社 ミサキ企画  
代表取締役 篠 崎 二美枝

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称
神栖町大字南浜 3 番186, 同番196, 同番197, 同番198, 同番199, 同番200
- 2 事業主の住所及び氏名
横浜市神奈川区栄町 3 番12
株式会社 エネックス
取締役社長 田 中 勇

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成11年 4 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 269 号	平成11年 4 月 7 日	有限会社 栗崎建設 代表取締役 栗崎 浩	下妻市下妻丁 204番地	下妻市中居指字馬場坪 394番 1, 394番 2	メートル 6.0	メートル 49.80

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)